

に町有地を処分

条例等の主なもの

本会議での審議内容については、抜粋したものを掲載しています。なお、各常任委員会の審議内容については、8ページに掲載しています。

●大崎町情報公開条例及び大崎町個人情報保護条例の一部改正

個人情報 の定義（指紋・顔認識データ、旅券番号等）が明確化されたこと等に伴い、本条例の関連する部分を改正するものです。

●大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定都市の区域に所在する認定こども園の認定の事務・権限が、都道府県から指定都市へ委譲されたことに伴い、本条例の関連する部分を改正するものです。

●大崎町公営住宅条例の一部改正

認知症患者等の公営住宅入居者が収入申告をすること等が困難な場合には、町が適正な方法により把握した当該認知症患者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることが可能となったことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

●企業誘致を目的に町有地を処分

処分する土地は、町が企業誘致を目的に平成22年に取得した土地である。

この度、相手方より営業所の移転の希望及び新たに冷凍倉庫等の整備を行いたいとの申出があり、それ以降土地売買に関し協議を重ね条件整備を進めてきたが、冷凍冷蔵センターの整備に伴う雇用の拡大が期待できることから、今回の申出に対し土地の払い下げが妥当と判断し、仮契約を締結しているため、関係法令等の規定により議会の議決を求めるものです。

土地の所在及び地目	大崎町野方字宮ノ本地内	宅地
処分面積	39469.58m ²	
土地代金	5032万円	
処分の相手	鹿児島市南栄町4丁目9番1号	

株式会社 南栄運輸
代表取締役社長 吉 田 康 剛

質…今後、施設の工事等が行われると思うが、施行業者については地元企業が優先されるべきだと考える。その点について、町長の認識を問う。

答…当該議案が議会で承認されれば次のステップに進んでいくことになる。施行業者については地元企業が受注することが一番望ましいと認識しているので、今後も相手方に対して要望していく。